

議 長 確認印	
------------	--

総務常任委員会会議録

1 日 時	開会 令和 8 年 7 月 15 日 10 : 00 閉会 令和 8 年 7 月 15 日 11 : 43
2 場 所	委員会室
3 出席委員	鈴木元久、金澤太郎、藤田一男、吉田克則、吉田広明、七宮広樹、下重義人
4 欠席委員	なし
5 出席要求者 (説明員)	総務課長、総務係長、財政係長
6 職務出席者	事務局長、書記
7 付 議 事 件	第 1 町が賃貸借契約を結んでいる土地・建物の契約状況について
8 議事の経過	金澤太郎副委員長開会 鈴木元久委員長あいさつ 第 1 町が賃貸借契約を結んでいる土地・建物の契約状況について 委員長：説明を求める。 (資料に基づき説明) 委員長：総務課より説明のあった件について、質疑を行う。 吉田広委員：資料 2 の農林推進課が貸付している土地の契約金額が安いと感じるが。 総務課長：契約金額は行政財産の使用許可条例の計算式に基づいて算出した金額であり、適正なものである。 吉田広委員：契約件数が多いが、事務のミス（ヒューマンエラー）は起きていないか。他課の状況は。 総務課長：総務課においてヒューマンエラーはないと認識している。毎年 5 月 20 日までに財産報告を行う決まりであり、各課においても一覧表で管理しているため、契約更新漏れや納付書の未発行などのミスは聞いていない。 七宮委員：行政財産の使用許可における有償・無償の違いは。 総務課長：公共用や公益性があるものは無償、営利目的のものは有償となる。 七宮委員：契約更新時の値上げなど、どのような基準で金額が変わるのか。 総務課長：使用料算出のベースとなる評価額が変動すれば、使用料も変わる。 吉田広委員：町営住宅の借地料について、戸数減少に伴い、町が支払う借地料と家賃収入でどの程度の差異が生じているか。 総務課長：戸数減少により家賃収入が減っていると推察されるが、具体的な差異は把握していない。 七宮委員：大町住宅の契約期間終了時の扱いはどうなるのか。 総務課長：契約条件に基づき、更地にして返還することとなっている。 七宮委員：町内で空き家が増加しているが、町への寄付や買取りの要望はあるか。 総務課長：過去に土地寄付の打診はあったが、道路改良等の行政目的がない場合はお断りして

いる。現在のところ寄付を受けたケースはない。

吉田克委員：用意された資料の基準日はいつか。

総務課長：令和 7 年度末を基準に作成している。

吉田克委員：契約調書の中に死亡者が含まれている。また、町道・農道の契約状況はどうなっているか。

総務課長：本資料は各課からの報告を取りまとめたものであり、死亡者が含まれていることは認識していたがそのまま記載している。改めて各課へ契約変更等を周知したい。町道・農道については「占用」扱いとなるため、今回の「賃貸借契約」の資料からは除外している。

吉田克委員：中心部と離れた場所で契約金額は変わるのか。評価の差は。

総務課長：使用料算定のベースとなる評価額に差があるため、当然町の中心部の方が高くなる。

吉田克委員：であれば、町が土地を借りる際、評価額が低い場所を借りた方が良いのではないか。今後の検討は。

総務課長：評価が低い場所であれば安く借りられるが、町の施策としてその場所が適切であるかが重要であり、単に安いから良いという判断にはならない。

下重委員：利用価値のなくなった道路を、今後町が適正価格で売却することは可能か。

総務課長：地下埋設物がなく問題がなければ売却は可能だが、道路には地番がないため境界確定測量と分筆登記が必要となり、多額の経費がかかる課題がある。

吉田広委員：道路管理（農道の払い下げ等）がうまくいっていない土地を町が管理し、活用するための相談窓口を作れないか。

総務課長：作場道などの払い下げ申請には受益者全員の同意が必要など複雑なケースが多く、町ですべてを把握し窓口化することは難しい。

吉田克委員：町が駐車場として借りている土地について、他の契約（面積計算）と異なりどのように算定しているのか。

総務課長：該当の駐車場は、過去の経緯から車 1 台あたり月額 3,000 円（税抜）で借り上げていると推測される（36 台×3,300 円＝月額 118,800 円）。借地料は貸主との協議もあり、ケースバイケースで決定される。

副委員長：向ヶ丘公園に電柱があるはずだが、今回の資料に記載がない。二区の神社、教育委員会、史跡のいずれの管理となっているのか。

総務課長：各課の取りまとめ資料のため即答は難しいが、該当の土地は 200 名近い共有地だったと記憶している。担当課に確認する。

下重委員：行政財産のうち、無償で借りている消防屯所の土地所有者の固定資産税はどうなっているか。

総務課長：消防屯所の土地のほとんどは非課税となっており、固定資産税はかかっていない。

七宮委員：塙工業高等学校跡地は今後県から払い下げられると思うが、将来的にはどうなるのか。

総務課長：最終的に解体された後、町が事業計画を決定した上で譲渡を受け、行政財産として管理することになると思われる。

委員長：他にないので質疑を終了する。

(説明員退席)

委員長：報告書の提出期限について事務局から説明願いたい。

事務局長：7月29日(水)までをお願いしたい。

委員長：期日厳守をお願いしたい。

金澤太郎副委員長による閉会

埴町議会委員会条例第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員長